○愛知工業大学情報セキュリティ対策規程

（目的）

第１条　この規程は、愛知工業大学（以下「本学」という。）のシステム・機器へのサイバー攻撃、電子媒体の盗難紛失等による個人情報・学術情報等重要データの漏洩、不正アクセス、データ及びＷｅｂサイト改ざん、システム機能不全等の情報セキュリティインシデント発生を防止するため、本学の情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処について定めるものとする。

（セキュリティ責任者）

第２条　本学に、大学情報セキュリティ責任者（以下、「責任者」という。）を置き、責任者は、学長をもって充てる。

２　学長が不在のとき又は学長に事故があるときは､学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

３　責任者は、本学の情報セキュリティ対策の維持・向上を推進するとともに必要な措置を講ずる。

４　責任者は、本学に影響を及ぼすインシデント発生時、解決に向けた対処を統括し、必要な措置を講ずる。

（情報セキュリティ対策委員会の設置）

第３条　学校法人名古屋電気学園（以下、学園という。）で規定するセキュリティ対策規程（以下「学園対策規程」という。）第６条第４項の規定により、本学における情報セキュリティ対策に必要な事項を審議するため、情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第４条　委員会は、次に掲げる事項を審議する。

⑴　情報セキュリティに関する事項
⑵　情報セキュリティ対策学園委員会から指示ある事項
⑶　学園対策規程に定める最高情報セキュリティ責任者から指示ある事項
⑷　責任者から指示ある事項

（組織）

第５条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴　責任者
⑵　副学長
⑶　計算センター長
⑷　工学部長
⑸　経営学部長
⑹　情報科学部長
⑺　基礎教育センター長
⑻　大学事務局長
⑼　情報システム室長
⑽　その他学長の指名する者

（委員長）

第６条　委員会に、委員長を置き、前条第１号に掲げる責任者をもって充てる。

２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

３　委員長は、必要に応じ、審議結果を学園対策規程８条に定める情報セキュリティ組織連絡協議会に報告することができる。

（委員以外の者の出席）
第７条　委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
（小委員会の設置）
第８条　委員長は、必要に応じ、対策委員会に小委員会を設置することができる。
２　小委員会の委員長は計算センター長を充て、小委員会の委員は委員長が指名したものとする
（委員会の庶務）
第９条　委員会及び小委員会の庶務は、情報システム室において処理する。
（インシデント対策本部の設置）
第10条　責任者が必要に応じ又は学園対策規程第11条第４項の規定により、本学にインシデント対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
２　対策本部は次の各号に掲げる者をもって組織する。
⑴　責任者
⑵　副学長
⑶　計算センター長
⑷　大学事務局長
⑸　情報システム室長
⑹　総務企画課長
⑺　その他学長の指名した者
３　本部長は、責任者をもって充てる。
４　対策本部は、本部長が、該当インシデントの対策が終息したと判断し宣言したとき、解散するものとする。
５　対策本部の庶務は、情報システム室において行う。
（対策本部の権限）
第11条　インシデントが発生して対策を講じる必要があるとき、対策本部は、本部長の指揮の下に、速やかにインシデントの解決に向け対処しなければならない。
２　本学の職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
３　対策本部は、インシデントの対処にあたり、本学の定めるところにより必要とされる手続きを省略することができる。
（対策本部の業務）
第12条　対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。
⑴　発生したインシデントに係る情報収集及び分析
⑵　発生したインシデントの解決に向けた必要な対策の決定及び実施
⑶　発生したインシデントに係る構成員等への注意喚起
⑷　発生したインシデントに係る関係機関への報告
⑸　発生したインシデントに係る報道機関等、学外への対応
⑹　学園対策規程に定める最高情報セキュリティ責任者又はインシデント対策学園本部から指示ある事項
⑺　その他発生したインシデントへの対応に関する必要な事項

附　則

この規程は、平成29年６月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月１日から施行する。